

仙台市物品等の調達に係る競争入札参加者心得

令和4年11月1日実施

(趣旨)

第1条 仙台市において行う物品等の調達に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札等)

第2条 入札参加者は、仙台市で指定する入札書に必要な事項を記載し、封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出しなければならない。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約予定金額）とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。（ただし、指名通知又は入札公告にこれと異なる指示がある場合はその指示に従うこと）。

3 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（鉛筆等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。

4 入札参加者から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

5 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(代理人による入札)

第3条 代理人による入札の場合には、入札前に委任状を提出し、受任者名で入札すること。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退することにより、今後の本市の発注にかかる指名競争入札における業者指名等において不利益な取り扱いを受けるものではない。

2 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行の前には、辞退届を速やかに提出すること。

(2) 入札執行中では、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年

法律第 54 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、ほかの入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、ほかの入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の延期等)

第 6 条 入札執行主務者は、入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(入札の無効)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 一の入札について同一の入札者がした二以上の入札

(3) 入札者の記名のない入札

(4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札 (金額の訂正は認められない。)

(5) 所定の日時まで提出されず、又は到達しなかった入札

(6) 入札が真正なものであることが確認できない入札

(7) その他、入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第 8 条 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。

(落札者の決定)

第 9 条 落札者が決定したときは、適宜の方法によりその旨を落札者に通知する。

(契約書の作成)

第 10 条 落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 10 日 (その期間中に仙台市の休日を定める条例 (平成元年仙台市条例第 61 号) 第 1 条第 1 項に規定する休日があるときは、その日数を除く。) 以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、遠隔地の場合その他市長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。

(電子入札)

第 11 条 電子入札システムによる競争入札の手続きについては、この心得の他の規定にかかわらず、市長が別に定める方法による仙台市物品等の調達に係る電子入札等

実施要綱（令和4年10月13日財政局長決裁）により行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた入札は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本市に到達したものとみなす。
- 3 競争入札における電子入札において、入札参加者は電子入札システムで「見積依頼通知書」と表示されるものは「指名通知書」と、「見積合せ」と表示されるものは「入札」と、「見積書」と表示されるものは「入札書」と、「本件見積に関する見積説明書及び契約条項を熟知し下記の金額により見積もりいたします。」と表示されるものは「仙台市物品等の調達に係る競争入札参加者心得を承諾のうえ入札します。」と、「見積執行回数」と表示されるものは「入札執行回数」と、「見積金額」と表示されるものは「入札金額」と、「見積締切通知書」と表示されるものは「入札締切通知書」と、「見積結果通知書」と表示されるものは「入札結果通知書」と、「再見積通知書」と表示されるものは「再入札通知書」と、「再見積合せ」と表示されるものは「再入札」と、「再見積締切時間」と表示されるものは「再入札締切時間」と、それぞれ読み替えて入札することとする。

（異議の申立て）

第12条 入札をした者は、入札後においては、この心得、仕様書等についての不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。